

# 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 投票日：2月8日(日)

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査が、1月27日に公示され、2月8日に投票が行われる予定です。

この選挙は、国政を左右するきわめて重要な選挙です。

明るい選挙で、よりよい国を築くため、みなさんそろって投票しましょう。

令和8年1月

斑鳩町選挙管理委員会  
斑鳩町明るい選挙推進協議会

## 選挙権を有する資格等について

この選挙において、当町で選挙権を有する方の主な要件は次のとおりです。

- ①日本国民であること。
- ②当町に居住し、住民基本台帳に記録されていること。
- ③投票日（2月8日）現在において満18歳以上であること。  
(平成20年2月9日以前に出生された方)
- ④登録基準日（1月27日）において引き続き3か月以上斑鳩町に住所を有すること。（令和7年10月27日以前に転入届をされた方）

## 期日前投票及び不在者投票について

- 次に掲げる不在事由により投票日の当日（2月8日）に自ら投票所に行き、投票することができない方は、公示日の翌日（1月28日）から投票日の前日（2月7日）まで、いずれも午前8時30分から午後8時まで斑鳩町役場において期日前投票または不在者投票ができます。

【衆議院議員総選挙】令和8年1月28日から2月7日まで

【最高裁判所裁判官国民審査】令和8年2月1日から2月7日まで

※法令の定めにより、期日前投票期間が異なりますので、ご注意ください。

期日前投票または不在者投票をされる場合は、その場で宣誓書を提出していただかなければなりません。投票所入場券の裏面に期日前投票の宣誓欄を設けていますので、あらかじめ記入し持参してください。（印鑑は不要）

### 〔不在事由〕

- ・職務または業務に従事中であること。
- ・用務または事故のためその属する投票区のある区域外に旅行中または滞在中であること。
- ・疾病、負傷、妊娠（出産）、老衰または身体障害等のため歩行が困難であること。
- ・交通至難の島等に居住・滞在
- ・住所移転のため、当町以外に居住していること。
- ・天災または悪天候により投票所に到達することが困難であること。

投票日に近づくにつれ大変混雑しますので、早めの投票をお願いします。

## ●指定病院・指定老人ホーム等における不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院・老人ホーム等に入院・入所等しておられる選挙人で不在事由に該当する方は、その病院、老人ホーム等で不在者投票ができます。手続き等につきましては、あらかじめ病院長、施設の長にお問い合わせください。

## ●斑鳩町外に滞在されている場合の不在者投票

不在者投票期間及び投票日に斑鳩町外に滞在されている場合は、あらかじめ所定の様式で斑鳩町選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。滞在先に投票用紙等を郵送しますので、滞在地を管轄する選挙管理委員会で投票してください。

※郵送での手続きが多くありますので、早めの手続きをお願いします。

## ●郵便等による不在者投票

右記「郵便等による不在者投票」をご参照ください。

## 投票の方法について

### ○衆議院議員総選挙

- ・小選挙区選出議員選挙…投票用紙に、奈良県の第2選挙区から立候補している候補者の氏名を記入してください。
- ・比例代表選出議員選挙…投票用紙に、政党等の名称または略称を記入してください。比例代表選出議員選挙から立候補している候補者の氏名を記入したり、近畿選挙区に届出をしていない政党等を記入すると無効になりますので、注意してください。

### ○最高裁判所裁判官国民審査

衆議院議員総選挙と同時に行われます。投票用紙に、裁判官の氏名がくじで決められた順に印刷されています。審査人（有権者）は、やめさせたほうが良いと考える（罷免を可とする）裁判官について、その氏名の上の欄に「×」の印をつけてください。やめさせたくないと考える裁判官については、何も書かないでください。

## 代理投票について

手が不自由なことや文字が読めないことなどにより、自ら投票用紙に記載できない方は、投票管理者に申出をすれば、代理投票補助者が代書します。

## 点字投票について

目が不自由な方は、投票管理者に申出をすれば、点字で投票することができます。

## 投票所入場券について

投票所入場券を郵送しますので、投票の際に持ちください。

投票所入場券の発送作業を進めていますが、1月30日（金）以降のお届けになる見込みです。

入場券が届いていないか、紛失された場合でも、選挙人名簿に登録され、選挙権がある方は投票できますので、投票所で申し出ください。

## 投票所について

あなたの住んでおられる地域の投票所は次ページのとおりです。略図とともに、今一度、投票所のご確認をお願いします。

## 選挙公報について

2月2日（月）から町内全戸にポスティングする予定です。

## 郵便等による不在者投票

身体に一定の障害がある方（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者または戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で一定の程度に該当する方）及び介護保険法上の要介護者で、要介護状態区分が要介護5である方は、自宅等において投票し、郵便等によって送付することができます。詳しくは、斑鳩町選挙管理委員会までお問い合わせください。

### 【投票までの手続き】

①郵便等投票証明書発行の申し込みをします。

郵便等投票証明書の発行を斑鳩町選挙管理委員会へ申請します。その際、身体障害者手帳または介護保険の被保険者証等が必要です。

②投票用紙等の請求をします。

投票日4日前（2月4日）の午後5時までに、「投票用紙等の請求書」に必要事項を記入し、「郵便等投票証明書」を同封して、斑鳩町選挙管理委員会へ提出してください。

③自宅等で投票をします。

投票用紙は、選挙人本人へ郵便等で送られてきます。投票用紙に選挙人自ら記載し、同封されている返信用封筒に入れて斑鳩町選挙管理委員会へ郵送してください。

④代理記載制度があります。

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることのできない者として一定の要件を満たす方は、あらかじめ届出をした者に投票の代理記載をさせることができます。

## 投票所までの移動にかかる費用に対する助成制度

投票所への移動が困難な障害者や高齢者が、自宅などから投票所間の移動に要する費用に対して、補助金を交付します。

### 【対象者】

- ①斑鳩町重度心身障害者（児）福祉タクシー実施要綱第2条各号のいずれかに該当する方
- ②介護保険法に規定する要介護認定を受けている方（要介護認定を受けている方が、一般的タクシーを利用した場合は、補助対象外となりますので、介護保険サービスを利用してください。）

### 【補助金額】

- ①タクシーの利用1回（往復それぞれ）につき、初乗運賃相当額
- ②介護保険サービスのうち、訪問介護の通院等乗降介助の利用にかかる自己負担額及び移動料金

※申請方法等については、斑鳩町選挙管理委員会までお問い合わせください。

## コミュニケーションボードや投票支援カードをご活用ください

選挙用コミュニケーションボードや投票支援カードは、期日前投票所や当日投票所において、口頭で投票事務従事者に意思を伝えていただくことが難しい方が、投票手続きをスムーズに行えるように、投票を支援するために使うためのものです。各投票所に備えつけていますので、投票にあたり支援や補助が必要な方はご利用ください。

## 選挙に関するお問い合わせ

斑鳩町選挙管理委員会（斑鳩町役場総務課内）

電話 0745-74-1001（内線271・274）

# 投票区の区域及び投票所略図

第1投票所 斑鳩町西公民館	第2投票所 斑鳩町立たつた保育園	第3投票所 龍田西地区地域交流館
龍田4丁目全、龍田北3丁目全、龍田北4丁目全、龍田北5丁目全、 龍田北6丁目全、龍田南5丁目2~6・8~9番、龍田南6丁目全、 龍田西1丁目全、龍田西2丁目1・2番、龍田西4丁目全、龍田西5丁目1~8番、 龍田西7丁目1番、稲葉車瀬1丁目6番、稲葉車瀬2丁目1~6番	龍田1丁目全、龍田2丁目全、龍田3丁目全、 龍田北1丁目全、龍田北2丁目全、 龍田南3丁目1~6番、龍田南4丁目1~5番、 龍田南5丁目1番、法隆寺西2丁目3~5・9番、 法隆寺西3丁目9~11番	稲葉西1丁目全、稲葉西2丁目全、 神南4丁目5・7~13番、龍田西7丁目2~4番
第4投票所 斑鳩町総合保健福祉社会館 (生き生きプラザ斑鳩)	第5投票所 斑鳩町立斑鳩幼稚園	第6投票所 三町会館
服部1丁目1~4・6~11・14~16番、稲葉車瀬1丁目1~5・7~ 24番、稲葉車瀬2丁目9~12番、神南1丁目1~8~10番、 小吉田1丁目全、小吉田2丁目全、龍田南3丁目7~9番、 龍田南4丁目6~8番、龍田南5丁目7番	五百井1丁目全、興留1丁目1・7・8番、龍田南1丁目全、龍田南2 丁目全、法隆寺1丁目7番、法隆寺西1丁目全、法隆寺西2丁目1~ 2・6~8番、法隆寺南1丁目全、法隆寺西3丁目1~8番、 大字法隆寺の西里自治会、第二慈母園	法隆寺北1丁目全、法隆寺北2丁目全、 法隆寺東1丁目全、法隆寺1丁目1~6・8~11番、 法隆寺2丁目全、法隆寺山内全、 白石畠自治会、大字法隆寺の東里自治会
第7投票所 斑鳩町立斑鳩東幼稚園	第8投票所 斑鳩町東公民館	第9投票所 斑鳩町立あわ保育園
興留2丁目1~4番、興留3丁目全、興留東1丁目全、 阿波1丁目全、法隆寺南2丁目全、法隆寺南3丁目全	興留1丁目2~6・9~10番、興留2丁目5~7番、 阿波2丁目全、興留4丁目全、興留5丁目全、 興留6丁目全、興留7丁目全	興留8丁目1~7番、興留9丁目全、興留10丁目全、 阿波3丁目全、日安3丁目全、日安4丁目全
第10投票所 法隆寺第三団地内集会所	第11投票所 幸前公民館	第12投票所 神南自治会公民館
服部1丁目5・12・13番、服部2丁目全、 日安1丁目全、日安2丁目全、日安北1丁目全、 日安北2丁目全、日安北3丁目全、興留8丁目8~12番	東福寺1丁目全、法隆寺東2丁目全、幸前1丁目全、 幸前2丁目全、高安1丁目全、高安2丁目全、高安西1丁目全、 三井自治会、岡本自治会、大字法隆寺の幸前自治会、大字高安	神南1丁目2~7番、神南2丁目全、神南3丁目全、 神南4丁目1~4・6番、神南5丁目全、稲葉車瀬2丁目7・8・13番
第13投票所 幸進町、小林ハイツ集会所		
龍田西2丁目3~6番、龍田西3丁目全、龍田西5丁目2~7番、 龍田西6丁目全、龍田西8丁目全		